

岡山大学吟詩部部則

岡山大学文化会吟詩部

岡山大学吟詩部部則

第一章 総則

第一条 当部は岡山大学文化会吟詩部と称する。

第二条 当部は学生詩吟の精神を則り、詩歌の朗詠・研究・鑑賞を行い、人格の陶冶を目指し部員相互の理解と親睦をはかることを目的とする。

第三条 当部の連絡先は、岡山市津島岡山大学文化会とする。

第二章 組織

第四条 当部は、岡山大学文化会に所属する。

第五条 当部は原則として第二条の目的に賛同する岡山大学学生をもって組織し、全国学生詩吟連盟に所属する。

第六条 当部に顧問を置く。顧問は本学の教官をもってあて、当部の活動運営に助言を与える。

第七条 当部に師範を置く。師範は当部の目的達成の為、指導に当たる。

第三章 役員及びその任務

第八条 当部に左記の役員を置く。

- 一、 主将
- 二、 副主将

第九条

右の役員は左記の任務を行う。

- 三、 企画
- 四、 会計
- 五、 総務
- 六、 幹事
- 七、 渉外

一、 主将は、当部の運営の責任を負い、部の練習、その他の活動において、部員を統括並びに指導する。

二、 副主将は、主将を補佐し、主将事故のあるときは、その任務を代行する。

三、 企画役員は当部運営の企画に当たる。

四、 会計は、部費の徴収及び、その他の経理の任に当たる。

五、 総務は、当部の事務及び、部誌の編集発行の任に当たる。

六、 幹事は、文化会関係の連絡一切をとり行う。

七、 渉外は、全国学生詩吟連盟加盟校との連絡・意思疎通や、対外活動・交流活動の一切を執り行う。

第十条

一、 主将は、十月下旬迄に、部会を開いて選出する。

二、 主将の選出は、立候補制とするが、立候補なき場合は、部員相互の推薦制とする。

承認は出席部員の三分の二以上をもって成り立つ。

三、 その他の役員は、主将に一任し、学内発表大会迄に新役員を発表することを原則とする。役員の任期は、毎年一月一日より十二月三十一日迄とする。

第十一条

主将が疾病、その他の理由により、その任に適さなくなつた場合は、部会で出席部員の

三分の二以上の同意を得て旧役員を解任し、新たに改選する。

この場合、第十条二項を適用し、第十条三項を準用する。

第十三条

第二条の目的に則り、主将が必要と認めた役職は、新たに設置することが出来る。但し、部会で三分の二以上の承認を得なければならぬ。

第十四条
第十五条

前条の役員は、主将がこれを任命し、既設役員と同格とする。
大会役員・合宿委員・その他の活動に於ける委員は、随時主将が任命し、この活動終了後はこれを解任する。
但し、当部役員との兼任は妨げないものとする。

第四章 機関

第一節 総会及び部会

第十六条

総会及び部会は、当部の最高議決機関として、在籍部員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。

第十七条

定期総会は、毎年十二月末日迄に開くことを原則とする。

第十八条

予算総会は、毎年一月中に開くことを原則とする。

第十九条

一、定期総会及び予算総会は、各々第十七条及び第十八条による。

二、総会を招集するには、会日より一週間以上に、総会の目的たる事項を記載し当部員に通知することを要する。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

第二十条

一、部会は主将が必要と認めた場合、又は部員の四分の一以上の要請がある場合、主将がこれを招集する。

二、部会を招集するには、会日より一週間以上に、部会の目的たる事項を記載し当部員に通知することを要する。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

第二十一条

総会及び部会の議長及び書記は部員の中から選出する。その選出方法は主将に一任する。

第二十二条

総会及び部会の議決は出席者の過半数をもって成立し、可否同数の場合は、これを否決する。但し、規約改正の場合のみ、在籍者の三分の二以上の賛成により成立する。

第二十三条

総会及び部会の議事については、書記は議事録を作成することを要する。
なお書記は二週間以内に議事録を公示することを要する。

第二節 役員会

第二十四条 役員会は、当部の執行機関にして、役員の三分の二以上の出席を要する。

第二十五条 役員会は主将がこれを招集する。但し役員の要請に基づいて、主将が必要と認めた場合、役員会を開くことを得る。

第二十六条 役員会の議長は主将がこれに当たる。

第二十七条 役員会の議決は、出席者の三分の二以上をもって成立する。

第二十八条 役員会は、定期総会に於いて年間活動報告をすることを要する。

第二十九条 役員会は、年間活動方針及び年度経費予算原案を、予算総会に提出し、承認を得ることを要する。

第三十条 役員会の討議事項が緊急を要する場合は、主将にこれを一任する。

第五章 活動

第一節 行事

第三十一条 当部の左記の行事は第一章第一条に則り、役員会がこれを企画して執行する。

一、年一回当部主催の吟詩発表大会を開催する。

一、春・夏合宿を行う。

一、学内の活動に積極的に参加する。

第三十二条 当部第二条の目的達成の為、役員会で参加を決定した吟詠発表大会に出場する。

第二節 練習

第三十三条 部員の定期練習は、水曜日午後三時半より六時まで、土曜日午後十二時半より四時までを原則とする。

第六章 会計

第三十四条 やむを得ず欠席する場合は、出欠連絡用LINEグループに理由を記して、主将又はその他の役員の承認を得なければならない。
休部を希望する部員は、主将にその旨を伝え、休部届を提出する。主将は休部届を直ちに受理し、速やかに手続きを行わなければならない。

第三十五条 当部の経費は文化会予算・部費・寄付金その他をもってこれに当てる。

第三十六条 部費は毎月六百元とする。

第三十七条 入部費として新入部員は二百円を納める。別に部員章代として五百円を納める。

第三十八条 部会において必要と認められたときは、臨時費（遠征費・大会費・合宿費等）を徴収する。

第三十九条 部費は毎月迄に必ず納入しなければならない。

第四十条 会計年度は毎年一月一日より十二月三十一日迄とする。

第四十一条 会計は、会計報告を会計年度末の定期総会に於いてすることを要する。年間経費予算は、会計年度始めの予算総会に於いて承認されねばならない。

第四十二条 部活動の一環として、部より派遣された部員の遠征費は、原則として半額当部の経費によって負担することを要する。

ただし、校友会からの援助金によって半額以上負担可能な場合、その全額を負担することとする。

第七章 罰則

第四十三条 正当な理由なくして定期練習を欠席する事、連続六回以上に及ぶ場合は、役員会で当事者の出席のもとに事後の善処にあたる。

第四十四条 当部の目的に反する行為をなしたる部員は、役員会で当事者の出席のもとに、事後処理にあたり、

役員会の議決に基づいて、主将の名において、左記の懲戒に付する。

一、戒告

一、退部勧告

一、退部処分

第四十五条 退部を希望する部員は、主将にその旨を伝え、退部届を提出する。主将は退部届を直ちに受理し、速やかに手続きを行わなければならない。

第四十六条 三ヶ月以上にわたって部費を滞納したる者は、役員会はこれを訓誡する。

第八章 規約改正

第四十七条 一、当部の規約改正は、在籍部員の三分の一以上の申請があつた場合、部会はこれを審議しなければならない。

二、第二十二条但し書に基づいて、これを改正する。

第九章 附則

第四十八条 本規約は、昭和五十七年一月一日より施行する。

第四十九条 第五章第二節第三十三条は、平成六年四月十六日より施行する。

第五十条 第五章第二節第三十三条は、平成七年五月二十日より施行する。

第五十一条 第一章第一条及び第三条、第二章第四条、第三章第九条六項、第六章第三十五条は、平成七年十月十四日より施行する。

第五十二条 第一章第一条及び第三条、第二章第四条、第三章第九条六項、第六章第三十五条は、平成九年九月四日より施行する。

第五十三条 第五章第一節第三十一条は、平成十年一月十四日より施行する。

第五十四条 第二章第五条は、平成十二年十月七日より施行する。

第五十五条 第二章第五条、第三章第八案及び第九条、第四条第一節第三十二条は、平成十七年三月三十日より施行する。

第五十六条 第五章第二節第三十三条は、平成二十八年四月一日より施行する。

第五十七条 第六章第四十二条は、平成二十九年四月一日より施行する。